

戸田市ごみ集積施設の設置等に関する要綱

平成30年3月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出されるごみを集積するための施設（以下「ごみ集積施設」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 ごみ集積施設の設置等に関しては、戸田市宅地開発等指導条例（平成28年条例第22号）、戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年条例第7号）及び戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成12年規則第13号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(ごみ集積施設の設置基準)

第2条 戸田市宅地開発等指導条例に規定する宅地開発事業に該当しない場合のごみ集積施設の設置基準は、戸田市宅地開発等指導条例技術基準の例による。

(ごみ集積施設の設置等の届出)

第3条 新たにごみ集積施設を設置し、使用を開始しようとする者及び既に設置されているごみ集積施設を使用しようとする者の代表者（以下「代表者」という。）は、使用開始希望日の10日前までに、ごみ集積施設設置・使用届（第1号様式）により市長に届け出なければならない。

2 代表者は、既に設置しているごみ集積施設の場所を変更し、又は廃止しようとするときは、ごみ集積施設変更・廃止届（第2号様式）により市長に届け出るものとする。

3 前2項の規定による届出に当たっては、あらかじめ当該ごみ集積施設の存する町会・自治会の衛生自治会長、住民その他の関係者及び市と協議を行い、当該衛生自治会長の確認印を得なければならない。

(ごみ集積施設の管理)

第4条 ごみ集積施設の管理は、ごみ集積施設の利用者（以下「利用者」という。）が共同して、自らの責任の下に行うものとする。

(ごみ集積施設の使用)

第5条 利用者は、原則として、指定された日の夜明けから午前8時までに

指定された方法でごみを排出しなければならない。

- 2 市長は、前項に違反してごみを排出していると認めたときは、当該ごみの収集を行わないことができる。

(清潔の保持)

第6条 使用者は、ごみ集積施設及びその周辺を清潔に保持しなければならない。

(市長による指導等)

第7条 市長は、必要に応じ、使用者に対し、ごみ集積施設の管理及び使用について指導等を行うことができる。

- 2 市長は、前項の指導等について必要な事項を記録し、保管するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に設置されているごみ集積施設は、この要綱の規定により設置されたごみ集積施設とみなす。